

公益目的事業の種類又は内容について記載した書類【開示資料】

1. 法人の基本情報

フリガナ	コウエキザイダンホウジンリソナアジアオセアニアザイダン			
法人の名称	公益財団法人リソナアジア・オセアニア財団			
主たる事務所の住所及び連絡先				
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁目番地等	補足住所
	541-0051	大阪府	大阪市中央区備後町2丁目1番8号	備後町野村ビル
代表電話番号	06-6203-9481		内線	
代表電子メールアドレス	info@resona-ao.or.jp			
ホームページの有無	有			
ホームページアドレス	https://www.resona-ao.or.jp/			
代表者の氏名	岡橋 達哉			
事業年度	4月	1日～	3月	31日
事業の概要	アジア・オセアニア地域における政治、経済、文化、歴史、環境等に関するセミナー事業や、調査研究に対する助成事業、自然環境の保護のための環境事業等の国際交流事業を行う。			

2. 法人の事業について

○公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	アジア・オセアニア地域における政治、経済、文化、歴史、環境等に関するセミナー事業や調査研究に対する助成事業、自然環境の保護のための環境事業等の国際交流事業を行う。

※収益事業、その他の事業（相互扶助等事業）は実施していない。

3. 個別事業の内容について

(1) 事業の概要について

- ・本事業は、アジア・オセアニア地域における政治、経済、文化、歴史、環境等に関するセミナー事業や調査研究に対する助成事業、自然環境の保護のための環境事業等の事業を実施することにより、アジア・オセアニア諸国の平和と繁栄及び我が国とこれらの諸国との間の友好関係の構築に貢献することを目的とする国際交流事業である。（定款第3、4条）
- ・本事業は、セミナー事業（公1-1）、助成事業（公1-2）、環境事業（公1-3）で構成されるが、これらの事業の最終目的は同じであり、目的達成のために実施する事業として相互に関連が深く、一体の事業として運営した方が効率的であるため一つにまとめたもの。
- ・セミナー事業（公1-1）：学術及び科学技術の振興や、アジア・オセアニア諸国の平和と繁栄及び友好関係の構築に貢献することを目的として、政治、経済、文化、歴史、環境等に関する国際会議、シンポジウム、セミナー、講演会等の開催を行う。
- ・助成事業（公1-2）：アジア・オセアニア諸国との間の相互理解の推進に寄与することを目的に、政治、経済、文化、歴史等の調査・研究を行う人や、国際会議等の開催に対して助成を行う。
- ・環境事業（公1-3）：アジア・オセアニア諸国における自然環境の保護及び整備を目的とする支援事業。地域の未来へつながる環境活動を行い、自立的かつ持続的な活動へと拡がることを目指す。
- ・事業実施のための財源、必要となる財産は、運用益及び寄附金とする。

(2) 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条 第1項 1号、2号、3号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
15	本事業は、アジア・オセアニア諸国の繁栄と平和及び我が国とこれ等の諸国との間の友好関係の構築に貢献することを目的とする国際交流事業であり、事業の種類別表第15号前段の「国際相互理解の促進を目的とする事業」に該当する。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	その他説明事項	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(公1-1)</p> <p>1. 本事業は、学術及び科学技術の振興や、平和と繁栄及び我が国とこれ等の諸国との間の友好関係の構築を目的とするものであり、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的としている。又その旨を、定款、パンフレット及び財団ホームページ等で明らかにしている。</p> <p>2. 本事業は参加にあたっての制限を設けず、参加機会はHPを通じて一般に開かれている。</p> <p>3. 専門的知識の普及を行うためのセミナーが中心である。又、講師は各分野の専門家が中心である。</p> <p>4. 講師謝金内規を制定し、限られた予算の中で情報収集及び交渉によりコスト削減に努める。過大な報酬を支払うことはない。</p>	
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>(公1-2)</p> <p>1. 本事業は、日本とアジア・オセアニア諸国との間の相互理解の推進に寄与することを目的とするものであり、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的としている。又その旨を、定款、パンフレット及び財団ホームページで明らかにしている。</p> <p>2. 財団ホームページ等で公募を行う「応募型」を基本としており、応募の機会は一般に開かれている。</p> <p>3. 選考委員を定め、選考委員会を開催して公正な選考を行っている。選考委員が直接利害関係がある案件に対しては、当該案件の選考から外れている。</p> <p>4. 選考委員は、当該分野の専門家を委嘱している。</p> <p>5. 財団ホームページにおいて、助成した対象者、内容等について年1回の事業報告の中で公表している。</p> <p>6. 助成者より、助成活動期間終了後一定期間以内に成果についての報告書提出を義務付けている。</p>	
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>(公1-3)</p> <p>1. 本事業は、地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とするものであり、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的としている。又その旨を定款、パンフレット及び財団ホームページ等で明らかにしている。</p> <p>2. 財団ホームページ等で公募を行う「応募型」を基本としており、応募の機会は一般に開かれている。</p> <p>3. 選考委員を定め、選考委員会を開催して公正な選考を行っている。選考委員が直接利害関係がある案件に対しては、当該案件の選考から外れている。</p> <p>4. 選考委員は、当該分野の専門家を委嘱している。</p> <p>5. 財団ホームページにおいて、助成した対象者、内容等について年1回の事業報告の中で公表している。</p> <p>6. 助成者より、助成活動期間終了後一定期間以内に成果についての報告書提出を義務付けている。</p>	

事業・組織体系図

公益財団法人 りそなアジア・オセアニア財団

